

# 協同農業普及事業の実施に関する方針

平成 23 年 3 月

三 重 県

# 目 次

第1	協同農業普及事業の運営にかかる基本的事項	・・・ 1
1	協同農業普及事業の推進方向	
2	普及指導員の役割	
(1)	スペシャリスト機能	
(2)	コーディネート機能	
第2	普及指導活動の課題	・・・ 2
1	安全・安心な農産物の安定的な生産及び供給の確保	
2	農業の持続的な発展を支える農業構造の確立	
3	地域の特性を活かした農村の振興	
4	農業及び農村を起点とした新たな価値の創出	
第3	普及指導員の配置に関する事項	・・・ 2
1	農業改良普及センターの設置	
2	普及指導員の配置に対する考え方	
(1)	専門項目	
(2)	普及指導員の配置	
第4	普及指導活動の方法に関する事項	・・・ 3
1	効率的・効果的な普及指導活動の体制	
(1)	中央普及センター及び地域普及センターの事務	
(2)	中央普及センター及び地域普及センターの活動体制	
2	普及指導課題・対象の重点化	
(1)	農業経営の発展に意欲的な農業の担い手	
(2)	農業及び農村の活性化に主体的に取り組もうとする集団	
3	普及活動計画の策定と評価	
(1)	普及活動計画の策定	
(2)	普及活動計画の評価	
4	調査研究の実施及びその成果の活用	
5	試験研究及び研修教育との一体的な取組の充実強化	
6	行政施策の活用支援等	
7	民間等との連携強化	
8	研修教育の充実強化	
(1)	農業大学校における研修教育	
(2)	農村青少年への支援	
(3)	学校教育との連携	

9	その他普及指導活動の方法に関する留意事項	
第5	普及指導員の資質の向上に関する事項	・・・7
1	資質向上の考え方	
2	資質向上の方法	
(1)	普及指導員の研修	
(2)	調査研究の活用	
(3)	普及指導員の自主的な資質向上	
(4)	人事交流の促進	
第6	その他協同農業普及事業の実施に関する事項	・・・8
1	都道府県間の連携	
2	農業に関する教育への協力	
第7	協同農業普及事業に関連する事項	・・・8
1	海外技術協力への対応	
2	海外の情報収集・提供	

## 第 1 協同農業普及事業の運営にかかる基本的事項

### 1 協同農業普及事業の推進方向

国は食料・農業・農村基本法に基づき、新たな「食料・農業・農村基本計画」を平成22年3月に策定し、国の農政の新たな推進方向を示しました。

この中で国は、協同農業普及事業に関し、産地の生産体制と販売企画力の一体的な強化を通じて収益力を高める取組を促進するため、普及指導員等による指導体制の構築や普及指導センターと試験研究機関等の連携による研究成果の普及・実用化体制の強化を目指す等の考え方を示しています。

また、三重県では多様な主体が協働し、地域の特性を活かして農業・農村のさまざまな資源を活用すること等により活性化を推進し、県民の多様化する期待に応える活力ある農業及び農村を構築するため、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例（平成二十二年十二月二十八日条例第五十九号）」（以下「条例」という。）を制定しました。

条例では基本理念として食を担う農業及び農村の活性化には次の4つの事項が行われることを基本とすることを規定しています。

- (1) 安全・安心な農産物の安定的な生産及び供給の確保
- (2) 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立
- (3) 地域の特性を活かした農村の振興
- (4) 農業及び農村を起点とした新たな価値の創出

県としては、基本理念にのっとり農業者等の意欲の増進を図りつつ、その主体的な取組を助長することを旨として、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等を策定し、これを総合的かつ計画的に実施することとしており、特に、農業及び農村の活性化に向けた農業者等の主体的な取組を「地域活性化プラン」※を通じて支援することとしています。

本県における普及事業については、上記の考え方を踏まえ、国と県の協同事業としての責務を果たしていきます。

※「地域活性化プラン」は集落や産地等を基礎とした農業者等の組織する団体（農村地域団体）が掲げる目標を達成するための計画であり、県は計画の策定と計画に基づく活動に対し、専門的知識を有する人材による技術的援助等の措置を講じることとしています。

### 2 普及指導員の役割

食を担う農業及び農村の活性化については、農業者等の主体的な取組が重要であり、普及指導員は直接農業者等に接する活動を通じて、農業者等自らによる課題解決への主体的取組を喚起・促進する役割を果たします。

そのために普及指導員は、スペシャリスト機能とコーディネート機能の発揮等を通じて、地域の主体的な取組に対するマンパワーを活かした支援を行います。

#### (1) スペシャリスト機能

農業者や産地が抱える農業生産・加工に関する高度な技術的課題や農業経営上の課題の解決を図る機能であり、試験研究機関等と連携した実証試験や農場展示等の方策により、これらの課題等に対応した技術導入支援や経営診断・分析による経営改善支援等の活動を行います。

## (2) コーディネート機能

新たな仕組みづくり等、地域農業や農村地域の構造的な改革が必要な課題の解決を図る機能であり、先導的な役割を担う農業者等に働きかけ、地域内外の関係機関との連携体制の構築や、関係者の合意形成、課題の明確化、対応方策の策定といった支援活動を行います。

## 第2 普及指導活動の課題

条例に掲げる基本理念の達成に向け、課題を次の4つに定めて、地域活性化プランの支援を核として、効率的かつ効果的な普及指導活動を推進します。

### 1 安全・安心な農産物の安定的な生産及び供給の確保

消費者に信頼される安全・安心な農産物を安定的かつ効率的に生産・供給するため、消費者や実需者の多様化するニーズに的確に対応できる体制づくりに向けた普及指導活動を展開します。

### 2 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立

意欲ある多様な農業経営体を確保・育成するため、農地集積等による経営規模拡大や集落営農組織の育成を図ると共に農業者の経営発展や産地の強化・充実を支援する普及指導活動を展開します。

### 3 地域の特性を活かした農村の振興

農業の持続的な活動が行われる中で、農村の機能が十分に発揮されていくよう、農村地域の活性化への取組や地域住民の自主的な取組による獣害につよい集落の育成、多面的機能を維持増進する活動等を支援する普及指導活動を展開します。

### 4 農業及び農村を起点とした新たな価値の創出

消費者の多様なニーズにこたえる新たな価値を創出するため、地域資源の特徴を活かした競争力のある農産物や加工品の提供、6次産業化の推進等を図るとともに、環境保全等へ積極的に貢献する生産活動等を支援する普及指導活動を展開します。

## 第3 普及指導員の配置に関する事項

### 1 農業改良普及センターの設置

普及指導員の活動拠点として、県内全域を管轄する中央農業改良普及センター及び地域に区分して管轄する地域農業改良普及センター（いずれも農業改良助長法第12条に

規定する普及指導センターとして設置するもので、以下それぞれ「中央普及センター」、  
「地域普及センター」という。)を設置します。

## 2 普及指導員の配置に対する考え方

### (1) 専門項目

高度かつ多様なニーズに対応すべく、実務や計画的な研修等を通じて普及指導員が研鑽を積み、習得すべき専門技術分野を専門項目として次のとおり定めます。

専門項目：水田農業、野菜、果樹、花き花木、茶、畜産、 農産物利活用、病虫害、土壌肥料、経営管理
--

### (2) 普及指導員の配置

普及指導員の配置は、中央普及センター及び地域普及センターの機能に応じ、地域の農業事情や職員の経歴等に配慮するとともに、人材育成及び任用資格を有する者の計画的な確保を図るべく適正に配置します。

#### ア 中央普及センター

中央普及センターは、県内全域を担当し、普及指導活動の総合的な企画調整と資質向上等の支援を行う普及指導員及び専門項目を担当・統括する普及指導員を配置します。

また、緊急かつ重要な課題をプロジェクト課題として位置づけ、解決に向けた普及指導活動に専念する普及指導員を配置します。

#### イ 地域普及センター

地域の農業情勢や特性に応じた地域農業の推進と担い手育成を主眼とする普及指導活動を行うため、普及指導員を適正に配置します。

## 第4 普及指導活動の方法に関する事項

### 1 効率的・効果的な普及指導活動の体制

#### (1) 中央普及センター及び地域普及センターの事務

- ア 農業経営の発展及び農村の活性化に関する科学的技術及び知識の普及指導を総合するための活動
- イ 農業者に対する農業経営の発展や農村の活性化に関する情報の提供
- ウ 新規就農を促進するための情報の提供、相談その他の活動

#### (2) 中央普及センター及び地域普及センターの活動体制

##### ア 中央普及センター

###### (ア) 普及企画室

普及事業全体の企画推進を図るとともに、技術・現地情報の収集発信、普及指導員と

しての資質向上にかかる研修の企画調整、プロジェクト課題の進行管理、水田農業、野菜、獣害対策等に関する全普及センター共通の活動推進にあたります。

#### (イ) 専門技術室

果樹、茶、花き花木、畜産については、関係機関との調整等に関して地域普及センターと連携しながら、各作目の振興に向けた高度な技術的課題の解決等、県域での重点的な普及指導活動を展開します。

農産物利活用、病虫害、土壌肥料、経営管理については、生産環境や農業経営上の課題解決に関する全普及センター共通の活動推進とともに、中央及び地域普及センターの作目別専門項目と連携して県域での重点的な普及指導活動を展開します。

### イ 地域普及センター

現場での普及指導活動は、課を越えた柔軟なチーム編成で対応することを基本としながら、原則として下記の二課体制とします。ただし、一部地域普及センターについては、地域農業の特殊性や業務量等に配慮した体制とします。

#### (ア) 普及1課

水田農業の構造改革や野菜生産構造改革、獣害対策推進等、地域が抱える農業振興上の課題解決に取り組みます。

#### (イ) 普及2課

新規就農者や認定農業者の確保・育成、法人化、企業参入、6次産業化の推進等、農業の担い手育成上の課題解決に取り組みます。

## 2 普及指導課題・対象の重点化

限られた人的資源の中で効率的、効果的な普及指導活動を行うため、取組の必要性・緊急性、各地域の状況等を踏まえて課題を選定し、重点化した活動を展開します。

なお、普及指導活動の主たる対象は次の者とします。

### (1) 農業経営の発展に意欲的な農業の担い手

優れた農業の担い手が農業生産の中核を担えるよう、経営能力の向上を図るとの観点から、認定農業者をはじめとする意欲的な農業者及び組織経営体、意欲ある新規就農者及び就農希望者、農業へ参入しようとする法人等に対し農業経営の基盤づくりや改善・発展に関する取組を支援します。

### (2) 農業及び農村の活性化に主体的に取り組もうとする集団

地域農業を持続的に発展させる仕組みづくりや消費者に支持される産地づくりといった構造的な改革等、農業及び農村の活性化に向け、さまざまな資源を有効に活用し、主体的に課題解決に取り組もうとする農業者等による集団に対して支援を行います。

### 3 普及活動計画の策定と評価

#### (1) 普及活動計画の策定

食料・農業・農村基本計画及び条例を踏まえ、地域の諸計画や施策との整合を図りつつ、農業及び農村の活性化に向けた取組への支援を計画的に進めるため、普及活動計画を策定します。

普及活動計画は、平成26年度までの4年間を計画期間とし、計画期間全体の普及指導活動の方向と目標を示す「基本計画」と具体的な実施段階の活動内容を定める「年度計画」で構成します。

#### (2) 普及活動計画の評価

課題解決に向けたより効果的な普及指導活動を行うため、毎年度、活動実績の評価を的確に行い、情勢の変化など必要に応じて基本計画の見直し等も行います。

また、県民や関係機関への公表や外部評価にも積極的に取り組み、普及活動計画の客観的な評価を得るよう努めます。

### 4 調査研究の実施及びその成果の活用

農業現場の課題解決に向けた普及指導活動を効果的に実施するため、普及活動計画に関連したテーマ設定を行い、試験研究機関、大学等と十分連携するほか、市町、JAなどと密接に連携を保ち、革新的な技術・手法等についての資料調査、実態調査、実証・適応試験、実験研究等の調査研究を行います。

また、得られた成果については次の調査研究へとつなげていくほか、関係機関と情報共有し、施策への反映等へもつなげるよう努めます。

### 5 試験研究及び研修教育との一体的な取組の充実強化

県の試験研究機関及び農業大学校をはじめ、試験研究を担う独立行政法人、大学、その他関係機関との連携に努め、課題解決に対する共通戦略の明確化や推進体制づくりに努め、効果的な技術開発や将来の農業者の養成に取り組みます。

### 6 行政施策の活用支援等

経営改善に意欲的な農業の担い手や担い手を支える地域・産地に対する支援活動を効果的に展開していく観点から、行政と連携しながら国や県、市町が行う制度資金や各種補助奨励事業等といった各種施策の活用を支援します。

なお、農業経営基盤強化促進法にかかる認定農業者事務等、本来の普及の役割に密接に関係する事務に関しては、農林水産商工（農政・農林）環境事務所の事務の効率的執行等の事情に配慮し、普及指導活動に支障を生じさせない範囲で、普及指導員に従事させることができることとします。

### 7 民間等との連携強化

より高度な農業経営の発展や6次産業化の推進等地域資源の活用による農業及び農村の活性化を図るため、税務、労務、マーケティング、情報発信等の専門分野について、

財団法人三重県農林水産支援センターや財団法人三重県産業支援センターをはじめ、商工会議所や民間企業等と連携した支援活動を強化するとともに、各専門分野における民間専門家の活用に努めます。

## 8 研修教育の充実強化

### (1) 農業大学校における研修教育

将来の三重県農業・農村を担う優れた農業者の育成を行う農業教育と、農業経営の発展段階に応じた農業者等に対する研修を行う拠点的な研修教育施設としての役割を果たします。

このため、養成課程、研修課程それぞれについて実践教育を一層充実します。

#### ア 養成課程の充実

三重県農業の特徴を踏まえたコースを設置し、理論と実践とのバランスの取れた実践中心の教育を行うとともに、農業分野における技術革新や情報化、国際化に対応できる時代のニーズに対応したカリキュラムを充実します。

また必要に応じた見直しを行い、教育内容の向上を目指します。

#### イ 研修課程の充実

他産業従事者やUターン者等の途中就農者の増加に対応して、就農を前提にした実践研修を充実します。

また、地域農業を担う農業者等に対し生涯教育の観点に立って、経営の発展段階、地域における役割等に応じた研修を実施するとともに、県民への農業理解の向上と関心の醸成を図る研修支援に努めます。

#### ウ 就農定着支援の充実

卒業生の就農定着支援対策のため、大学校内に就農支援担当者を設け、卒業後も課題解決研修への援助を行うとともに、「同窓会通信」等による情報発信と卒業生の動向把握を通じ就農定着に努めます。

なお、以上のような研修教育施設としての機能を十分発揮するために、中央普及センター、地域普及センター、農業研究所、畜産研究所等との連携を一層進めていくとともに、農業高校との連携を密にし、将来の就農が期待される農業高校の生徒等にも支援を図っていくよう努めます。

### (2) 農村青少年への支援

農村青少年が次代を担う農業者として成長できるよう、農村青少年クラブ員等による地域課題への取組や技術改良・経営管理手法の改善等に関する主体的な研究活動に対して、中央普及センターと地域普及センター及び農業大学校等関係機関が連携した支援活動を行います。

### (3) 学校教育との連携

中央普及センターと地域普及センター及び農業大学校等関係機関が連携して将来の就農が期待される農業高校生に対する実践的な研修機会の提供や農業者との交流等への支援を行います。

## 9 その他普及指導活動の方法に関する留意事項

普及指導員が取り扱う個人情報や企業秘密、知的財産等の保護が必要な情報については、関連法規をはじめ県の定める基準に基づき適正に取り扱います。

## 第5 普及指導員の資質の向上に関する事項

### 1 資質向上の考え方

農業現場における不断の技術革新をリードし、多様化・高度化するニーズに対応した普及事業を実施していくため、普及指導員の能力向上対策の充実強化を図ります。

このため、中央普及センター及び地域普及センターが連携のもとに、現地での実践活動を通じた計画的なOJTや自己研鑽を進めるとともに、個人の適性や発展段階に基づく計画的、体系的な研修を実施します。

### 2 資質向上の方法

#### (1) 普及指導員の研修

##### ア 研修体系

経験年数を踏まえ、段階的に課題解決能力の向上を図るため、研修体制を整備し、計画的な普及指導員の養成を進めます。

##### イ 研修の実施

研修は、国や県で行われる個別研修や集合研修と日々の普及指導活動で行われるOJT研修を組み合わせつつ、調査研究や自己研修も活用しながら実施します。

研修の実施にあたっては、普及指導員としての経験年数を勘案し、概ね次のとおりとします。

#### (ア) 新任者への研修

任用後概ね3年までの普及指導員に対して、地域農業・農村課題や関連施策、農業経営や担当項目に関する基礎的な知識・技術等の習得に関する研修を行い、県域活動に必要な実践指導力を養います。

#### (イ) 専門指導力を強化する研修

専門項目の高度かつ先進的な技術等の習得及び実践指導能力の向上のため、計画的に普及指導員の養成と配置も勘案して実施します。

その際、国段階での研修や調査研究活動等も活用して、より効果的に実施します。

また、重点的、緊急的な農政上の課題に関する研修を行い、地域課題対応能力を高め

ます。

#### (ウ) 企画・運営能力を強化する研修

中堅以上の普及指導員を対象に、普及指導活動の企画調整、運営管理に関する能力の向上を図ります。

#### (2) 調査研究の活用

普及指導員が行う調査研究については、専門項目を統括する普及指導員のコーディネートのもと、関係する普及指導員で調査研究チームを構成し、戦略的に実施することで普及指導員個々の資質向上と現地課題の効果的な解決に役立てます。

#### (3) 普及指導員の自主的な資質向上

中央普及センター所長及び地域普及センター所長は、幅広い知見と知識を習得しようとする普及指導員に対し、適切な助言・指導を行うと共に研修受講等にあたって支援策を講じるよう努めます。

#### (4) 人事交流の促進

高度な知識・技術に加え、幅広い視野を持った普及指導員を確保するため、試験研究機関、農業大学校、関係行政分野の職員との人事交流に努めます。

なお、普及指導員資格取得については所要の実務経験が必要なことから、任用資格を有する者の養成について、試験研究機関、農業大学校等との密接な連携を図ります。

### 第6 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

#### 1 都道府県間の連携

全国的な普及指導活動の課題に対する普及指導員の効果的な活動を確保するため、全国段階での相互交流・情報共有に努めると共に、課題に応じて複数の都道府県と連携した活動を行います。

#### 2 農業に関する教育への協力

農業体験学習、学校給食への地元食材利用等食農教育の取組を推進する教育機関、市町、JA等に対し、情報提供、相談活動等の協力を行います。

### 第7 協同農業普及事業に関連する事項

#### 1 海外技術協力への対応

海外からの技術協力等の要請に応えるとともに、海外からの研修生等の受入れに協力します。

#### 2 海外の情報収集・提供

海外における農産物や家畜等の病害発生状況、新型感染症等の防疫面の情報や、肥料

や農薬原料等の動向、県内産品輸出への支援等、関係機関と連携して情報収集・提供を行います。